

地域密着型通所介護運営基準等の概略

■定義及び基本方針

地域密着型通所介護	<p>「地域密着型通所介護」とは居宅要介護者について、老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うこと（利用定員が18人以下に限り、認知症対応型通所介護に該当するものを除く。）をいう。</p> <p>【基本方針】</p> <p>指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護（略）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</p>
-----------	--

■人員基準（定員11人以上）

生活相談員	提供日ごとに、生活相談員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
介護職員	<p>単位ごとに、提供時間数に応じて、専従の介護職員を</p> <p>（ア）利用者が15人までの場合は1人以上</p> <p>（イ）利用者が16人以上の場合は15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上</p> <p>※生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない</p>
看護職員	<p>原則、専従で1人以上</p> <p>・看護師又は准看護師の資格を有する者であること</p>
機能訓練指導員	<p>1人以上</p> <p>・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者であること</p>
管理者	<p>原則、専従で常勤の者</p> <p>ただし、以下の場合は兼務可能</p> <p>（ア）当該事業所の地域密着型介護従事者としての職務に従事</p> <p>（イ）同一敷地内又は道路を隔てて隣接する等、当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内の他事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事</p>

■設備基準

食堂及び機能訓練室	・それぞれ必要な広さを有し、その合計面積は3㎡に利用定員を乗じて得た面積以上（ただし、食事の提供の際に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際に支障がない広さを確保できる場合は、同一の場所とすることができる）
相談室	・遮へい物の設置等により、相談内容が漏えいしないよう配慮されていること
※上記のほか、静養室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備・備品等を備えなければならない。	

■運営基準

運営規程	<p>事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(ア) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(イ) 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(ウ) 営業日及び営業時間</p> <p>(エ) 指定地域密着型通所介護の利用定員</p> <p>(オ) 指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>(カ) 通常の事業の実施地域</p> <p>(キ) サービス利用に当たっての留意事項</p> <p>(ク) 緊急時等における対応方法</p> <p>(ケ) 非常災害対策</p> <p>(コ) 虐待の防止のための措置に関する事項※</p> <p>(サ) その他運営に関する重要事項</p> <p>※虐待の防止に係る措置は、令和6年3月31日まで努力義務（令和6年4月1日より義務化）</p>
利用料等の受領	<p>ア 事業者は、利用料のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。</p> <p>(ア) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用</p> <p>(イ) 指定地域密着型通所介護に通常要する時間を超える指定地域密着型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用</p> <p>(ウ) 食事の提供に要する費用</p> <p>(エ) おむつ代</p> <p>(オ) 上に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護の提供においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用</p>

	<p>イ 事業者は、上記の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p>
緊急時等の対応	<p>従業者等は、現に指定地域密着型通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p>
地域との連携等	<p>ア 事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する市町村の職員又は当該事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（運営推進会議）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>イ 事業者は、報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</p> <p>ウ 事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。</p> <p>エ 事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>オ 事業者は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。</p>
上記以外	<ul style="list-style-type: none"> ・内容及び手続の説明及び同意 ・提供拒否の禁止 ・受給資格等の確認 ・地域密着型通所介護計画の作成 ・非常災害対策 ・衛生管理等 ・記録の整備等